

軍記物語における「首語り」の位置 ―『平家物語』に至る―

報告 久保 勇

【はじめに】 ◎は、当発表にも関わる問題を示す。

『軍記と絵巻と寺院―〈初期軍記〉における「斬首」の表現をめぐって―』から

(千葉大学大学院人文社会科学研究所 研究プロジェクト報告集『中世仏教文化の形成と受容の諸相―「絵画」の問題と中心として―』二〇〇七年三月)

一 はじめに

○「斬首」の「表現」にかかわる問題を考察。

二 「首」をめぐる分析

◎刑罰としての「斬首」・征夷戦における「斬首」(平安時代末期の武士)

◎『平家物語』冒頭部の「謀反」人(例・源義親)

◎「追討命令遂行型斬首」・「成果事後報告型斬首」という見方

◎「名」を求める「斬首」Ⅱ「成果事後報告型」は、「追討命令遂行型斬首」から変容(実態への疑問)

三 『陸奥話記』・『前九年合戦絵巻』をめぐって

○『陸奥話記』の「斬首」は頼義の「断罪」経過を描く。

○『今昔物語集』における頼義の斬首には「公」(断罪手続き)が後退し「残虐」さが押し出される。

○『前九年合戦絵巻』(残存部)において、頼義の「武」は希薄な一方、義家の「武」がうかがわれる。

四 『奥州後三年記』・『後三年合戦絵巻』をめぐって

◎『保元』『平治』の義朝の「斬首」には、敵から受ける「恥辱」が相当に意識。

○『後三年記』において義家が望んだのは「家衡が首」で、そこに「断罪」の余地はなかった。

○懸小次郎次任の「手づから」したる「斬首」は、「成果事後報告型斬首」の横行を反映したもの。

○次任が家衡の素姓を知った経過は描かれませんが、虚偽の救済提案がうかがわれる。

◎「降人」とは完全に「たたかひの庭を通れ」た者にのみ適用された。

○功名の「斬首」Ⅱ「成果事後報告型斬首」が横行する時代には『後三年記』の内容は問題視されず受容された。

五 頼義・義家伝承をめぐって

○頼義伝承は時代とともに「公的」征伐の性格が認識され、「斬首」という行為への批判は相対的に後退。

○奥州の地で多くの命を奪った「罪」の共通性という歴史認識から、父子の伝承世界における対照が生ずる。

○義家の「悪」Ⅱ源氏批判には、義家自身の後三年合戦、嫡子義親の謀反、同母弟義綱の山門訴訟、といった源氏の「武」による罪が続いたという背景がある。(例・『中右記』天仁元年(一一〇八)正月二十九日条)

○義家批判が伝承世界で続いたのは、義家が没した一一〇〇年前後から一二〇〇年前後(『発心集』『古事談』)の頼義往生譚・義家墮地獄説話のおよそ百年間と推される。

○後白河が『後三年絵』制作を依頼した承安元年(一一七一)は、義家の「武」が畏怖され、「負」のイメージが伝承された時期。(例・『梁塵秘抄』四四四番)

◎後白河が謡い、義家と比したのは義朝で、「朝威」を無視した義家と、「朝威」に翻弄された義朝が浮かぶ。

○『後三年絵』の制作契機は、「朝威」を無視した「武威」の結末を世に知らしめ、伝えていくモノが、後白河に必要とされたから。

六 〈初期軍記〉と寺院―『後三年合戦絵巻』の可能性

○承安本の成立と流伝（静賢↓信西一門）

○比叡山において制作された貞和本の問題

○「寺院」にとつても「武」を超える存在（モノ）が必要で、そのために継承、再生産された可能性。

（後白河院周辺における「朝威」武威、足利政権下における「神威」武威）

【本発表の概要】

一．「首語り」の対象

（一） 発生論的な「首語り」

（二） 伝承としての「首語り」

（三） 軍記物語の方法としての「首語り」

二．『保元物語』・『平治物語』の「首語り」

（一） 功名の「首語り」――「成果事後報告型斬首」の状況

（二） 断罪の「首語り」――「追討命令遂行型斬首」の展開

（三） 〈源氏〉の物語――「首」をめぐる「恥」

三．『平家物語』の「首語り」

（一） 「首語り」から『平家物語』の構想をさぐる

（二） 延慶本『平家物語』の問題――重盛関係話に導入された「首語り」への関心

四．まとめと展望

一．「首語り」の対象

（一） 発生論的な「語り」――死の現場の「鎮魂」――

【資料1】『陸奥話記』**藤原茂頼の忠節**

又藤原茂頼は、將軍の腹心なり、驍勇にして善く戦ふ。軍敗るゝの後、数日將軍の往く所を知らず。已に賊に没すと謂ひ、悲泣して曰く、「吾彼の骸骨を求めて、方に之を葬斂せん。但し兵革の衝く所、僧侶に非ざるよりは入りて求むること能はず。方に鬢髪を剃りて遺骸を拾はんのみ」と。則ち忽ち出家して僧と為り、戦場を指して行く。道に將軍に遇ひて、且つ悦び且つ悲しみ、相従ひて逃れ来る。出家は劇しきに似たりと雖も、忠節猶ほ感ずるに足れり。

↓戦場で死者を葬る「僧」。非戦闘者としての「僧」。

【資料2】『方丈記』**養和の飢饉**

仁和寺ニ隆曉法印トイフ人、カクシツ、数モ不知、死ル事ヲ悲シミテ※ソノカウベノ見ユルゴトニ、ヒタヒニ阿字ヲ書ギテ、縁ヲ結バシムルワザヲナンセラレケル。人カズヲシラムトテ、四五両月ヲカゾヘタリケレバ、京ノウチ、一条ヨリハ南、九条ヨリ北、京極ヨリハニシ、朱雀ヨリハ東ノ路ノホトリナルカシラ、スベテ四万二千三百余リナンアリケル。イハムヤ、ソノ前後ニ死ヌル物ヲホク、又河原、白河、西ノ京、モロくノ辺地ナドラクハヘイハ、際限モアルベカラズ。イカニイハムヤ、七道諸国ヲヤ。 ※嵯峨本「聖を余多かたらひつゝ」

↓「カウベ」によって結縁する「僧」

（二） 伝承としての「首語り」

【参考1】佐伯真一氏「文芸にあらわれた房総武士の諸相」

源三位頼政は、後白河法皇の皇子である以仁王を擁して一一八〇（治承四）年に挙兵したが、敗れた。園城寺から南都へ向かう途中、平氏の追つ手と宇治橋で戦い、討たれたのである。その最期は、さまざまに伝えられる。（中略）『玉葉』治承四年五月二十六日条には「綺河原（京都府木津川市あたり）で討たれたとあって、延慶本の所伝が事実に近いようなのだが、平等院で討たれたとする諸本では、頼政やその子・仲綱の首を、郎等がどこかに隠したとする。そこで登場するのが「下河辺藤三」とよばれる人物である。（中略）『永享記』『結城戰場記』に伝わる古河城南東、龍崎の頼政廟の伝承、おそらく『盛衰記』の影響を受けた記事だが、それだけでこうした記述ができるわけではあるまい。現地に語り伝えられた伝承の存在が想定されるのである。

↓各地の武士の「家」にも伝播する「首語り」の伝承。

（三）軍記物語の方法としての「首語り」

【参考2】久保「軍記と絵巻と寺院―〈初期軍記〉における「斬首」の表現をめぐって―」（前掲）

このような「成果」不明の状況から、「首」の主の素姓を知る、という流れが、『平家物語』の「敦盛最期」「実盛最期」等の説話を生んでいったことはあらためて言うまでもない。現実としては、事後の首実検により「功名」が明らかにされ、討った人間の功績が讃えられたであろうが、軍記物語はそうした「功績」を讃える光景よりも、「首」の主の哀話を伝えることを専らにしている。

【参考3】例・敦盛の「首語り」をめぐる諸本の状況

（荒木繁・池田廣司・山本吉左右編注『東洋文庫426 幸若舞3』平凡社、一九八三）参照

- ・「名乗り」あり↓延慶本・長門本・闘諍録・盛衰記・幸若舞曲
- ・「名乗り」なし↓四部本・百二十句本・八坂本・覚一本
- ・「首」を経盛に送る↓延慶本・盛衰記（実検後）・百二十句本（経盛書状中）
- ・「首」は直実が持つ↓長門本・闘諍録・八坂本・（四部本）・（覚一本）
- ・「骸」を経盛に送る↓長門本・幸若舞曲
- ・現地における「懸首」（都送り）↓四部本・盛衰記・覚一本・八坂本・百二十句本
- ・「大路渡し」「鼻首」が記される↓長門本・闘諍録
- ・「大路渡し」「鼻首」から除外↓延慶本（注文には名あり）

↓現実的な「功名」か、直実の発心か、諸本によって異なる価値によって語られる。

二 『保元物語』・『平治物語』の「首語り」

（一）功名の「首語り」——「成果事後報告型斬首」の状況
 <「名のり」の有無>

【参考4】佐伯真一氏『戦場の精神史』七六頁（日本放送出版協会、二〇〇四）

武士たちが、合戦の現場でしばしば大音声で名乗りを上げたことは、ほぼ疑いない。その意味では、名乗りは日本の合戦における習慣であつたことは確かだが、これをルールと呼ぶのは疑問である。とりわけ、名乗りを、一騎打ちのつり合った組み合わせを決めるためのルールだと考えるのには賛成できない。次節で見ると、おそらく、平安時代の合戦は一騎打ち中心であつたという誤った観念があり、名乗りについてもそれに引きずられて解されてきたものであろう。軍記物語を読んでいると、別段、一騎打ちに展開するような場面ではないところでも名乗りはしばしばされるし、名乗った結果として身分の低い相手を「合わぬ敵」と決めつけることはよくあるが、それによって実際に対戦が拒否されているような例はあまり見当たらないのである。

↓「合わぬ敵」の前提を「身分の低い敵」としてよいか。

【資料3】『奥州後三年記』三五次任、家衡を誅伐

縣の小次郎次任と云物あり。當國に名を得たる兵なり。城中のもの、にげさらむとする道をしきりて、とをくのきてみちをかためたり。たゞかひの庭をにげてのがるゝもの、みな次任にえられぬ。其中に家衡、あやしの下すのまねをして、

にげんとていできたるを、次任、これを見て、うちころしつ。その首を切て、將軍の前に持來れり。將軍、これを見て、喜のころ、ほねにとをる。みづから紅のきぬとりて、次任にかづく。又、上馬一疋に鞍をきて引。

↓「成果事後報告型斬首」の一例。（先掲稿で検討）

【資料4】『保元物語』（半井本）**中 白河殿攻メ落ス事**

筑紫武者ニ、高間三郎、同四郎トテ兄弟有ガ、弟ノ四郎、一騎馳向テ、陳ヘ一段計寄付テ、押并テコソ組タリケレ。高間四郎ハ齡卅計ノ男ノ大力也。金子ノ十郎ハ九ニ成ガ、未ヒ若キ細男也。引組テ、ドウドソ落タリケル。金子ノ十郎、上ニ乗居テ、左右ノ袖ヲムズトフマヘテハタラカサズ、刀ヲ拔テ、首ヲ搔トスレバ、弟ヲ打セジトテ、高間三郎落合タリ。是ヲ見テ、金子十郎、急ギ頸ヲ取ズシテ、我頸取ントスル高間三郎ヲ待懸タリ。高間三郎、金子ノ十郎ガ甲ノテヘンノ穴ニ手ヲ入テ、引アヲノケントスレ共、頸ノ骨ツヨクテハタラカズ。拔マウケタル刀ナレバ高間三郎ガ弓手ノ草摺ツカミ上テ、上ゲ様ニ柄モコブシモ通レ〜ト三刀指タリ。大事ノ所ヲ指レテ、ノケニ倒レヌ。其後フマヘタル敵ノ頸ヲ搔切ケリ。（中略）金子十郎ハ一人ニ手負セ、死生ハ不レ知、一人ガ頸ヲ取テ、馬ニ打乗リ、「日本国ニ名高ク聞ヘ給、八郎御曹司ノ御前ニテ、究竟ノ敵二人分取ニシテ、罷出ゾヤ。末代ノ弓取家忠ヲ様ニ引ヤ、和殿腹。トテモ生クベキ身ナレバコソ。急タリ共、甲斐アラジ」トテ、心静ニ出ケルヲ、讃又人コソ無リケレ。須藤九郎家季、ヨヒキテ、射落サントシケルヲ、八郎御曹司、矢前ヲ塞テ、「ナキノ、家季。アタラ男ヲ。生テヤレ。千騎百騎ガ中ニモ、カヽル兵ハ難レ有。為朝モ多ノ兵ヲ見ツレ共、加様ノ者ヲバ未レ見。アレ一人ヲ打タリ共、負ベキニ勝ベキカ。又不レ打共、勝ベキ軍ニ負ベキニモアラズ。此合戦ニ打勝テ、東国知行セン時、キヤツバラヲコソ召仕ハンズレ。只遣」ト宣ケレバ、家季指免ス。弓矢取者ハヨカルベキ物哉。死スルハ其名ヲ後代ニ残シ、其恩恵子孫ニ及ブ。生ヌレバ、綺羅人ニモ勝テ、勳賞勲功ニ預ル。金子十郎家忠ハ、心甲ナルニ依テ、敵ニ惜レ、鰐ノロヲノガレ、扶カリテ出ニケリ。

↓為朝の前で「究強ノ敵」を討ったことに価値あり。双方の「名乗り」はうかがわれない。

【資料5】『平治物語』（陽明文庫本）**上 待賢門軍の事**

平山、太刀をすてて、とりておさへて首をとり、材木の上にをきて、大氣をつゐてやすむ所に、後藤兵衛も、くみおしたる緋緘の主とおぼしくて、首一と付に（か）きてぞ出来たる。平山これをみて、「や、殿、後藤殿。その首すて給へ。今日は首の不足もあるまじ。さやうに取もちては、名あらん首をば誰にもたすべきぞ。はやくすて給へ」と申せば、後藤兵衛が申やう、「これらがふるまいも、たゞものとはおぼえず。此首をばこゝに置いて、在地のともがらに守らせて、のちにとらん」とて、二の首を材木の上にをきて、「此首うしなひては、在地の罪科ぞ。賢、守れ」といひをき、二人、馬にうちのりて、とゞろ駆けして六波羅の勢を追て行。

↓「名乗り」はうかがわれない。金刀比羅本は「安藝國の住人東条五郎」「讃岐國住人大木戸の八郎」と、名乗りがある。

〈目的とされた「首」〉

【資料6】『保元物語』（半井本）**中 白河殿へ義朝夜討チニ寄せラルル事**

西ヨリ名乗ハ、「是ハ下野守殿ノ郎等、相模國ノ住人、山内首藤刑部丞俊通ガ嫡子、須藤滝口俊綱也」ト名乗ケレバ、「サテハ汝ヲ射ニハアラズ。大將軍ヲ射ニコソ有」トテ、西ノ川原ヘ馳渡リ、大勢ノ中ニゾ懸入ケル。手取ニセントシケレ共、手ニモ懸ズ馳廻ケリ。

↓目的は「大將軍」と明言。

【資料7】『保元物語』（半井本）**中 左府ノ御最後 大相国御歎キノ事**

「正ク合戦ノ庭ニ出テ、命ヲ惜マヌ者モ、必ズシモ疵ヲ蒙ル様ヤハ有ル。今度ノ合戦ニ、白河殿ニ参籠タリツル輩、源氏、平氏、サモ可レ然者ハ一人モ不レ討聞ク。公卿殿上人、北面ノ輩ニ至マデ参籠タリケルト聞ヘシニ、誰カハ被レ打タル。ナド左府一人ニシモ、矢ニ当テ、命ヲ失ケル事ヨ。（下略）」

↓然かるべき者を討たれなかつた中で、頼長のみが落命したことを歎く忠実。

【資料8】『平治物語』（陽明文庫本）上 三条殿へ発向信西宿所焼き払ふ事

衛門尉大江家仲・左衛門尉平康忠一人が首を矛につらぬきて、待賢門にぞささげたる。

↓『平治物語絵巻』には他にも首を掻かれた者が描かれているが、待賢門に捧げられたのはこの二名のみ。

【資料9】『平治物語』（学習院本）中 義朝敗北の事

「これは、主は討れ候ぬ、いふかひなき下人・冠者原が、恥をかへりみず、命をおしみ、妻子を今一度見候はんとて、国々へ逃下者共にて候。たとひ頸を召れ候共、罪つくらせ給ひたるばかりにて、勲功の賞にあづからせ給ふほどの頸はよも一も候はじ。（下略）」

↓「勲功の賞」に相当すべき「頸」がないのを理由に、逃亡を見逃すよう叡山僧を説得する齊藤別当実盛。

(二) 断罪の「首語り」——「追討命令遂行型斬首」の展開

〈信西の「死罪」復活〉

【参考5】戸川点氏「軍記物語に見る死刑・梟首」、『歴史評論』六三七号、二〇〇三・五

平安時代には儒教的徳治主義や穢忌避による死刑廃止要求と現実の問題としての犯罪防止という要求があり、これらの矛盾する要求のため理念としての死刑停止と実態としての死刑というダブルスタンダードが生まれたのである。（第1節）

ここから（次掲出【資料】参照）保元の死刑復活といっても実際に処刑されたのは合戦の輩と呼ばれた武士たちであったこと、それすらやむを得ない処置であったと必死で言い訳し、処刑によって穢気が満ちることを恐れていることが知られよう。保元の死刑復活は少なくとも公卿層にとつては歓迎できるものではなかったのである。（第3節）

【資料10】「後白河天皇宣命案」保元元年閏九月八日 大内記藤原信重作（石清水文書、『平安遺文』二八四八）

（前略）廿三日爾太上天皇平波讃岐国爾奉遷送爾其他党類、或仰刑官召召捕爾、或帰王化吉豆来服爾、即令明法博士等勘申所当罪名爾、抛無首徒律、各可处斬刑之由平奏世利、然而殊二有所念、右近衛大将兼長朝臣以下十三人平波、一等減豆遠流罪爾治賜布、合戦之輩、散位平朝臣忠貞以下二十人平波、考古跡於弘仁爾、訪時議於群卿等、且法律能任爾处斬刑世利、夫法令馭俗之始奏利、刑罰波懲惡之基奏利（下略）

↓「合戦之輩」のみ「斬刑」が適用されたこと。

【資料11】『保元物語』（半井本）下 忠正、家弘等誅セラルル事

我朝二、昔モ今モ、カバカリノ事有ケルカトテ、「可被切歟、何ニ」ト、中院入道右大臣、内大臣実能、大宮大納言伊道、春宮大夫宗能、右大弁宰相顕時、此人々ニ被「召問」ケレバ、「吾朝ニハ、昔、嵯峨天皇御時、右衛門督仲成ガ被「誅テヨリ以来、「死者」二度生不「被」返。不便ノ事也」トテ議定有テ、死罪ヲ被「止テ、年久シ。サレバ、長徳ニ、内大臣藤原伊周公、花山院ヲ射奉タリシハ、花山院ノバケ物ノマネヲシテ、道ヲ行セ給ケル、前足ト云物ヲ召テ、築垣ニ御尻ヲ懸テ、紅ノ袴ヲ続集テ、土ニ下ル程ナルニ、髪ニモ、同色ノ御衣ヲ着テ有ケルヲ、伊周公、実ノバケ物ト思テ、是ヲ射奉ル。「罪既ニ斬刑ニ及ブ。死罪有ベシ」ト、法家検申シ然共、死罪一等ヲ減テ、遠流セラレキ。其後、死罪久絶タリ。今改メ行ハル、ニ不「及。且ハ又、故院ノ御中陰ノ間也。旁被「宥タラバ、可「然」由、人々被「申合」ケルヲ、少納言入道信西頼ニ申ケルハ、「此御計悪ク覺ヘ候。「非常ノ断ハ、人主ヲ専ニセヨ」ト云文アリ。「世中ニ常ニアラザル事ヲ、主人ノ命ニ随」ト見ヘタリ。サレバ、多ノ謀反ノ輩ヲ、国々ヘ遣サレバ、僻事出来リ、定世乱候ナズ。只切セ給ヘ」ト勘申ケレバ、「申处、其謂アリ」ト被「聞食」ケレバ、信西ガ申状ニ依テ、皆被「切ニケリ。人々傾申ケレ共、不「叶。嵯峨帝治世以来の「死罪」停止の経緯と信西の強硬案。

【資料12】『平治物語』（学習院本）下 経宗・惟方遠流に処せらるる事、同じく召し返さるる事

経宗・惟方兩人、召捕て、御坪内に引居たり。すでに死罪に定たりけるを、法性寺大殿、御申ありけるは、「嵯峨天皇の御宇、左衛門督仲成が誅せられてより以来、死罪をとめられて年久しかりしを、保元の乱に、少納言入道信西ほどの才人が、誤て死罪を申行ひ、中二年有て、去年の逆乱は起れり。死罪を行へば兵乱のたえぬことわざ、忽にあらはれて候。

公卿の頸を左右なくきられん事、いかゞ候べからん。「遠流は二度帰る事なし、死罪に同ず」とうけたまはる。死罪をなだめられて、遠流に処せられれば、宜かるべく候」と申されければ、「大殿は、ゆゝしく申させ給ふ物かな。大職冠より以來、代々、君の御守として、善政のみ申御沙汰あれば、当時もめでたくまします。御子孫の繁昌も、さこそましまさんずらめ」と、諸人、誉しめけり。

↓忠通の公卿遠流案。【資料10】「後白河天皇宣命案」の認識。【資料42】『平家物語』（延慶本）との影響関係。

〈信西の「首」をめぐる〉

【資料13】『平治物語』（陽明文庫本）

上 信西の首実検の事付南都落ちの事、最後の事

同日、出雲守光保、又内裏へまいりて、「今日、少納言入道が首をきりて、神樂岡の宿所にもちきたりて候」と申入しかば、信頼・惟方同車して、神樂岡に渡りて実検す。信頼、日ごろのいきどをりをば、いまだ散じける。（中略）此おとこヲ、前に立て、田原がおくにゆきてみれば、土あたらしく撥ね上たる所あり。すなわち掘りてみれば、自害して被埋たる死骸あり。その首をきりて、奉りけるなり。

↓『絵巻』も自害後の斬首。金比羅本「いまだ目もはたらき息もかよひけるを、首を取りてぞ帰ける」とする。

【資料14】『平治物語』（陽明文庫本）

上 信西の首大路を渡し獄門にかけらるる事

同十七日、源判官季経以下の検非違使、大炊御門河原にて信西が首をうけ取、大路を渡、東の獄門のまどなる櫓の木にぞかけてける。京中の上下、市をなしてこれを見る。そのなかに、こき墨染の衣きて、隠遁、年ひさしげなる僧あり。此首をみて、涙をながして申けるは、「此人、かゝる目にあい、その咎、なにごとぞや。天下の明鏡、今すでにわれぬ。たれの人か古をかゞみ、今をかゞみん。しゝ老子の典籍を読せん時は、譜代の儒林も口をとぢ、顕教・密教の深秘を講ぜん時は、出世の釈子も頭をかたぶけしぞかし。此人ひさしく存ぜしかば、国家もいよく泰平ならまし。詔諛の臣にほろぼされて、忠實の名をのみ残さんことのむざんさよ。朝敵にあらざる人の首を渡りかけたる先例やある。罪科なにごとぞや。先世の宿業、当時の現報、まこと、はかりがたき事かな」と、世にもおそれず、人にもはゞからず、うちくどきて泣きければ、これを聞くとながら、袖をしぼらぬはなかりけり。

↓信西梟首の歴史認識【資料19】『玉葉』。斬首をめぐる因果観【資料39】『保元物語』【資料40】『平家物語』。

〈公家の認識〉

【資料15】『保元物語』（半井本）

下 謀反人各召シ捕ラルル事

先、庁ノ下部ヨリテ、衣裳ヲ剥取。頸ニ縄ヲ付シメケレバ、式部大夫入道ハ、「キカニシツルンヤ。我ヲ扶ヨ」トサケビテ、下部ニ向テ、手ヲ合テ泣。是ヲ見テ、座ニ連ル官人共、木石ヲ作ラヌ身ナレバ、目モ不_レ被_レ当思共、刑法限有ケレバ、七十五度ノ拷訊ラン加ヘケル。始ニハ声ヲ上テヲメケ共、後ニハ氣絶テ、死ヌルカトゾ見ヘケル。五位已上ノ者ノ拷器ニ被_レ寄事、先例希也。サレ共、昔、水尾ノ天皇御時、カ、ル様ノ有キ。貞観八年三月十日夜、応天門ノ焼ケタリシヲ、造意ノ嫌疑ニテ、大納言伴ノ善男ガ所当ゾト聞テ、鞆負庁ニ下サレテ拷問セラレケリ。今度モ其例トゾ聞シ。

↓「刑法」に則った手続き、先例が重視されている。

【資料16】『保元物語』（半井本）

下 為朝生ケ捕リ遠流ニ処セラルル事

八月廿六日、北ノ陣ヲ渡ス。白水干袴ニ赤帷ヲ着タリケル。額ニ疵有ケリ。「合戦ノ日、正清ニ被_レ射タル」トゾ申ケル。周防判官季実預テ、推問ス。申延タル方モ無シ。首ヲ刎ヌベキカ、但、其庭ヲ免レタレバ、不_レ可_レ然。流スベシ。只息災ニテ流タラバ、末代ニモ、又朝敵ト成ナムトテ、「腕ヲ拔」トゾ被_レ仰ケル。

↓戦場から逃亡を果したので、「死罪」を免れ「流罪」となっている。金比羅本は「就レ中此為朝弓矢に長ぜる」という武芸に対する評価を加える。

【資料17】『平治物語』（陽明文庫本）

上 光頼卿参内の事付清盛六波羅上着の事

光頼卿は、か様にふるまいたれども、いそぎでも出られず、殿上の小部の前に、見参の板、高らかに蹈ならしてたゞれたる。昆明池の御障子の北、脇の戸の辺に、舍弟別当惟方の立たりけるを、まねきつゝのたまひけるは、「今日、公卿衆

議あるべしとて触れられつるあひだ、いそぎはせまいりて侍へども、さして承さだむることもなし。まことにや、光頼は死罪におこなはれべき人数にかぞへられたりと、つたへ承る。その人々を聞は、当世の有職、しかるべき人どもなり。その数にいらん事は、はなはだ面目なるべし。さてもそこに、右衛門督が車の尻にのりて、少納言入道が首実検のために、神楽岡とかやへわたられたりける事は、何計、不_レ可_レ然ふるまいかな。近衛大将、検非違使の別当は、他にことなる重職也。その職に居ながら、人の車の下にもゐること先規もなし。又、当座も恥辱なり。就中、首実検は、はなはだ穩便ならず」とのたまへば、別当、「それは天氣にて候しかば」とて、赤面せられけり光頼卿、「こはいかに。天氣なればとて、存ずる旨はいかでか一儀申さざるべき（下略）」

↓「首実検」に臨むことを忌避する伊通の叱責。

再参照【資料12】『平治物語』（学習院本）下 経宗・惟方遠流に処せらるる事、同じく召し返さるる事

↓人々に賞賛される忠通。

【資料18】『平家物語』（延慶本）第五本 卅一 平氏頸共大路ヲ被渡事

首共各々大路ヲ渡シテ獄門木ニ被_レ懸ベキヨシ、範頼、義経共ニ申ケレバ、法皇思食煩セ給テ、藏人右衛門権佐定長ヲ御使トシテ、太政大臣、右大臣、内大臣、堀川大納言等ニ召問ル。五人公卿各申給ケルハ、「先朝御時、此輩戚里ノ臣戚里トシテ久ク朝家ニ仕キ。就中、卿相ノ首大路ヲ渡シテ獄門ニ被_レ懸事、未其例ナシ。其上ハ範頼義経等ガ申状強ニ許容アルベカラズ」ト被_レ申ケレバ、渡サルマジキニテ有ケルヲ、「父義朝ガ首大路ヲ渡シテ獄門ニ被_レ懸ニケリ。父恥ヲ雪ムガ為、君ノ仰ヲ重クスルニ依テ、命ヲ惜マズ合戦仕ルニ、申請所御免ナクハ、自今以後何ノ勇ミ有テカ朝敵ヲ追討スベキ」ト、義経殊ニ支申ケレバ、被_レ渡テ被_レ懸ニケリ。見ル人、涙ヲ流サヌハナカリケリ。

↓公家の主張を覆した義経の強硬な主張。平治の信西は「公的」な先例として認識されていない。

【資料19】『玉葉』元暦二年四月廿一日条

一前内府事如何、義経申云、相具可_レ入_レ京一歟、将又可_レ留_レ置河陽之边一歟、死生之間事、可_レ被_レ仰_レ合頼朝一歟、私申遣_レ、飛脚未_レ到、進退惟谷者、此上如何可_レ計申一、

申云、此事更不_レ可_レ思食煩一也、被_レ仰_レ追討之由一、可_レ鼻首一之由雖_レ無疑、為_レ生虜一參上、其上可_レ賜_レ死之由雖_レ被_レ仰、我朝不_レ行_レ死罪一之故也、保元例也、此外、先例不_レ見之故也、

↓戸川論文指摘箇所。保元の死罪復活認識はあるが、平治で失われた者（信頼ほか）に対する死罪の認識はないか。

【資料20】『平家物語』（延慶本）第六本 卅八 宗盛父子ノ首被_レ渡_レ被_レ懸事

廿三日、宗盛父子ノ首ヲ、検非違使三条川原ニ出向テ、武士ノ手ヨリ請取テ、大路ヲ渡テ、左ノ獄門ノ木ニ懸ケリ。法皇、三条東ノ洞院ニ御車ヲ立テ御覧アリ。西国ヨリ帰テハ、生ナガラ七条ヲ東へ渡シ、東国ヨリ上テハ、死後三条ヲ西へ被_レ渡。生ノ恥、死ノ恥、何モ不_レ劣ゾミヘケル。三位以上ノ人ノ首ヲ獄門ノ木ニ懸事、先例ナシ。信頼卿サバカリノ罪ヲ犯シタリシカバ、首ヲ被_レ刎タリシカドモ、獄門ニハ不_レ被_レ懸。無慚ナリシ事共也。

↓三位以上の公卿経験者に対する「鼻首」の先例なきこと。

〈武家の処断〉

【資料21】『保元物語』（半井本）下 忠正、家弘等誅セラルル事

廿五日、源平ヲ始テ、十七人ガ首ヲハネラル。左衛門大夫家弘、右衛門尉盛弘、左衛門尉頼弘、文章生康弘四人ヲバ、藏人判官義康承テ、大江山ニテ是ヲ切。大炊助度弘ヲバ、和泉判官信兼承テ、六条川原ニテ、是ヲ切。中宮侍長光弘ヲバ、平判有実俊承テ、船岡山ニテ是ヲ切。

左兵衛尉時弘ヲバ、周防判官季実切レトテ、是預ラル、平馬助忠正法師、嫡子新院藏人長盛、皇后官侍長忠綱、左大臣勾当正綱、平九郎道正父子五人ヲバ、甥ノ幡磨守清盛ヲ頼テ、向タランニ、サリ共、命ヲ助ザランヤト思テ、顕_レ向タリケルニ、清盛、無_レ左右_レ伯父ヲ切ニケリ。扶ケント思ハンニハ、安ク申免又ベカリケレ共、伯父、甥ノ中悪カリケル上、清盛ガ伯父ヲ切ナラバ、義朝、父ヲバ切ランズラント、和議ニ構テ切テケリ。

↓別紙「桓武平氏系図」参照。

【資料22】『保元物語』（半井本）

下為義最後の事

伯父ヲバ甥ニ切セテ後、左馬頭義朝ニ、「父為義法師ガ首ヲハネテ進セヨ」ト被_レ仰。義朝ハ、清盛ガ和議ヲバ覺ラズシテ、乳子ノ正清ヲ呼デ、「コハ、如何センズル。清盛已ニ伯父ヲ切ヌ。院宣ヲ蒙リス。宣旨ヲ重クシテ、父ノ首ヲハネナバ、五逆罪ノ其一ヲ犯スベシ。罪ヲ恐テ、綸言ヲ輕クセバ、違勅ノ者ニ我成ナンズ」。正清申ケルハ、「昔モ候ケレバコソ。観無量寿経ニモ説レテ候ラメ。『国位ラムサボリ、国ヲ奪ハントテ、其父ヲ殺ス者、一万八千人有』ト見ヘテ候。私ノ敵ニシテ、父ヲ打王、是程多シ。是ハ其可_レ似ニアラズ。朝敵ニ成セ給テ、宣旨ヲ蒙ラセ給ヌル上ハ、子細ニヤ可_レ及。『綸言如_レ汗。出テ不_レ反』トゾ承ル。朝敵タル父ノ難_レ遁ヲ承テ、他人ノ手ニ懸ジトテ、爰ニテ失奉テ、後ノ御孝養能々御訪イ申サセ給タランハ、ナジカハ穴ガチ罪ナルベキ」トテ、「只切進セサセ給フベシ」ト勸メ申ケレバ、「聞モ口惜キ。更バ正清、何ニモ計テ、切奉」ト宣ケレバ、（中略）「サレ共、六孫王ノ六代ノ末葉、満仲ガ五代ノ末ニ、伊与入道頼義ガ孫八幡太郎義家ガ四男也。昨日マデ謀反ノ大将也。今日、出家ノ姿ナレ共、弱氣見ヘジトテ、押ル袖ノ下ヨリモ、余テ涙ゾコボレケル。コキ墨染ノ衣ノ袖、流ル、涙ニ洗ハレテ、ウス墨染ニヤ成ヌラン。西ニ向テ、最後ノ詞ゾ無懺ナル。『弓矢取身ノ習、興アル事哉。伊勢平氏ガ郎等ニ引張レテ出テ、子共ノ面ヲヤ穢サンズラント思ツルニ、我子ニ請取ラレテ、年来ノ家人正清ガ手ニ懸ラン事コソ神妙ナレ。然モ朝敵ト成テ被_レ切事、誠ニ面目也。弓矢取身ノ名聞、何力はニ如ム。此詞終サルニ、正清、首ヲ討トスルニ、目モ暗_レ、肝消テ、叶マジケレバ、側ナル者ニ太刀ヲユヅル。請取テ、是ヲ切ル。暗サニ肩ヲゾ打タリケル。少モ騒ズ念仏両三返申ケル。次ノ太刀ニ首ハ土ニゾ落ニケル。落終ヌレバ、正清、袖ニ昇入テ、是ヲ懷ク。周防判官季実ヲ差遣テ、首ヲ実見ス。実見ノ所ニテ、預タル家弘ガ弟、兵衛尉時弘ガ頸ヲ切ル。事ノ由ヲ申バ、『為義ガ首ハ不_レ可』、義朝ニ給。左馬頭はヲ給テ、何モカモ興ニ取入テ、縁覺寺ヘ送テ、墓ヲ築キ、率都婆ヲ立、孝養ス。請ズヤ思ケン、ヲボツカナシ。

↓「院宣」(宣旨)の尊重。義朝の葛藤(資料41)『平家物語』。為義による「朝敵」の自覚(資料35)『平家物語』。

【資料23】『保元物語』（半井本）

下義朝ノ弟共誅セラルル事

重テ宣旨ノ下ケルハ、「義朝ガ弟共ガ、我ヲ射タルガアマトアンナル。次第ニ搦テ進セヨ」ト被_レ仰。左馬頭、打手ヲ分テ遣ス。為朝ハ大原ノ奥ニ有ト見ヘテ、打破テ逃ヌ。行方ヲ不_レ知。残五人、静原ノ奥、鞍馬、貴船ナンドニ、アソコ爰ノ峰ヤ、アシコノ谷ニツカレ伏リケルヲ、押寄せ々々、搦取テ、船岡山ニテ切ラントス。五人、馬ヨリ下テ浪居タリ。水ヲ勸ルニ、残ハ取ズ、五男ニ当ル掃部助頼仲、畳紙ニ示シタル水ヲ取テ、唇ヲ巾テ申ケルハ、「我、年来、多ノ人ノ頸ヲ切ル。身ノ上ノ罪ヲバイカニスベシトモ覺ヌ物哉」トテ、紐ヲキテ、押ノケテ、頸ヲ延テゾ打セケル。残ノ兄弟、是ヲ見テ、如_レ此シ。右衛門大夫信忠ヲ差遣テ、五人ノ首ヲ実見ス。

十七日、源氏平氏棟トノ者、十三人ガ首ヲ切ル。明ル十八日二事ノ由申。故院ノ御中陰ノ間也。獄門ノ木ニ不_レ可_レ懸トテ、御使ヲ指副テ、穀倉院ノ南浦ニゾ被_レ捨ケル。

↓「宣旨」による捕縛、斬首。頼仲による殺生の罪業懺悔。別紙「源氏系図」参照。鳥羽院中陰による「梟首」中止。

【資料24】『保元物語』（半井本）

下義朝ノ幼少ノ弟悉ク失ハルル事

波多野次郎ハ乙若殿ノ遺言ヲ違ズシテ、血ヲ洗テ、髪ヲケヅリ、本結尋常ニシテ、四ノ首ヲ持テ、左馬頭ノ見参ニ入、事ノ由ヲ申バ、「其等モ不_レ可_レ懸、捨ヨ」トゾ被_レ仰ケレバ、父ヲ恋カナシミケレバトテ、父ノ墓縁覺寺ニ送テ、一所ニコソ埋ミケレ。

↓鳥羽院中陰による「梟首」中止。主従の絆にかかる部分は略。

【資料25】『保元物語』（半井本）

下為朝鬼島ニ渡ル事并最後の事

為朝、是ヲ見渡シテ、「敵ハ雲霞ノ勢也。我ハ身一也。縦爰射破タリ共、日本国寄懸バ戦ヒツカレテ後、云甲斐ナキ島ノ奴原ニ打臥ラレテハ口惜カリナン」トテ、嫡子ノ九ニ成ヲ招タレバ、手本ニツトゾ寄タリケル。頸ヲカキテゾ捨テテ（ン）ゲル。是ヲ見テ、七歳ニ成次郎ト、五ニ成女子トバ、母ガ押隠シテゾ逃ニケル。家ニ火ヲサイテ、腹カキ切テゾ伏ニケ

ル。家ノ焼ヲ見テ、舟共寄テ、打入ラムトスレ共、空自害ヤラムヲソロシサニ、一人モ入ザリケリ。既ニ棟ノ落ケルヲ見テ、加藤次景高ガ申ケルハ、「焼タラム頸ヲ都ヘ奉ラム事コソ見苦ケレ」トテ、大長刀クキミジカニ取、シコロヲ傾テ、入タリケレバ、自害能シテ死ニ終テタリケリ。首ヲ都ヘ奉ル。其後、島々如レ本ニ茂光ニ随ケリ。都ニハ為朝ガ首ヲ渡テ、院モ御覽有ケリ。

↓素姓不明の「焼タラム頸」。為朝首の大路渡し。

【資料26】『平治物語』（学習院本） 中 信頼降参の事并最後の事

右衛門督信頼卿は、六波羅ちかき河原に引居られて、左衛門佐重盛して、子細を召尋らる。申出したる方もなし。只、「大天魔のすゝめなり」とぞ申ける。我身の重科をばしらず、「命ばかりは御たすけ候へ」と泣くく申ければ、重盛「なだめられておはすとも、何程の事か候べき。其上、よもたすかり給はじ」と、返事せられければ、たゞ泣くより外の事ぞなき。去十日比より大内にすみて、さまぐの僻事をのみ申行しかば、百官、竜蛇の毒を恐れ、万民、虎狼の害をぞ歎けるに、「今日のありさまは、田夫野人は猶、貴かるべし、乞食非人にも劣りたり」とて、見物の上下、申あへり。彼、佐納言右大夫、朝に小恩をうけ給ひて、夕に死を給はる」と、白居易が書るもことほり也。泣けども甲斐なく、さけべ共叶はず、終に首をはねられぬ。大の男の肥太たるが、頸はとられて、むくろのうつぶしさまに伏たる上に、すなご蹴かけられて、折ふし村雨のふりかゝりたれば、背みぞにたまれる水、血まじりて紅をながせり。目もあてられぬありさまなり。

↓金刀比羅本「おきぬふしぬなげき給へば、松浦の太郎重俊切てにてありしが、太刀のあてどもおぼえねば、をさへてかきくびにぞしてんげ」とし、「六十余人」の斬首を記す。

＜「戦後処理」の「首語り」＞

【参考6】武久堅氏「軍記文学成立の諸条件」（軍記文学研究叢書1『軍記文学とその周縁』汲古書院、二〇〇〇）

（前略）武力衝突は歴史的事件として、必ずしも一定の歴史観の確立を待たずに、事実としての主要人物たちの勝敗の跡が追尋され、敗者は野心の主として裁かれ、その末路が展叙され、多く処刑・流刑あるいは領地支配をもつて出来事は終結する。いわゆる乱後処理である。怨念、同情、哀惜の情の胚胎は、家の情念の形成を呼び起こし、敗者の詩、一方では勝者の鑑をかたどっていく。（中略）

「負の処理」は「敗者の情念」に向き合う戦後処理の問題であり、軍記文学はこうして常に「戦後文学」として発生しなければならないという条件を負わされている。四部合戦の書を擁する前期軍記の代表作のいずれもは、物語の出発点、すなわち冒頭文は比較的に共通性が高いにもかかわらず、終結部は実にまちまちである。なぜそういうことが発生し、容認され、いやむしろ歓迎されるのか。これは偏に、今ここで問題としている、軍記発生の条件の一つである「負の処理」の問題に関わると考えられる。

【資料27】『保元物語』（半井本） 下 左府ノ君達并ヒニ謀反人各遠流ノ事

世ニアラムト思計ウタテカリケル物ハアラジ。清盛ハ、伯父忠正ガ首ヲ切ル。義朝ハ、父為義ガ首ヲ切ル。ウタテカリシ事也。為義法師、官軍射程ナレバ、思切テコソ有ケン、又嫡子ノ義朝ヲ頼テ来ケル事ヨ。義朝、暫ハ、「助ケン」ト申ケレ共、公家ノ御免シ無リケレバ、人手ニ懸ンヨリハトテ、切りケリ。「勲功ノ賞ニモ申替テ、ナドカ父ヲ扶ケザラン」トゾ、人申ケル。「為義ハ、頼義ノ孫、義家ガ子也。武芸ノ家正統ナル上、今度ノ打手ノ大將軍、実ニ被レ有難シ。サレ共、六十二余ル者、出家人道シテ、手ヲ合テ参リタランヲ、被レ宥タラバヨロシカラマシ。今ハ何計ノ事力有ベキ。天子ノ御守ハ海外ニアリナムヲ、其ガ有ベキカ」トゾ、人傾キ申ケル。「父ガ首ヲ刎ル子、子ニ首ヲ被レ刎父、切モ被レ切モ、罪報ノウタテキ事ヲカナシムベシ、く。阿弥陀仏、く」トゾ申ケル。

↓不特定な「人」による「首語り」によって総括する。

【資料28】『保元物語』（半井本） 下 為朝鬼島ニ渡ル事并最後ノ事

昔ノ頼光ハ四天王ヲ仕テ、朝ノ御守ト成リ奉ル。近來ノ八幡太郎ハ、奥州ヘ二度下向シテ、貞任・宗任ヲ責落シ、武衡・家衡ヲシタガヘテ御守ト成奉ル。今ノ為朝ハ、十三ニテ筑紫ヘ下タルニ、三ヶ年ニ鎮西ヲ随ヘテ、我ト惣追捕使ニ成テ、六年治テ、十八歳ニテ都ヘ上リ、官軍ヲ射テカキナヲ拔シ、伊豆ノ大島ヘ被レ流テ、カヽルイカメシキ事共シタリ。廿八ニテ、終ニ人手ニ懸ジトテ、自害シケル。為朝ガ上コス源氏ゾナカリケル。保元ノ乱ニコソ、親ノ頸ヲ切ケル子モ有ケレ、

伯父が頸切甥モアレ、兄ヲ流ス弟モアレ、思ニ身ヲ投ル女性モアレ、是こそ日本ノ不思議也シ事共ナリ。

↓為朝に至る「源氏」の系譜を語り、親族間での「斬首」がおこなわれた乱の異常さに触れ、閉じる。

【資料29】『平治物語』（学習院本） 中長田、義朝討ち六波羅に馳せ参る事付大路渡して獄門にかけらるる事

同七日、尾張国の住人、長田庄司忠宗・子息先生景宗、上洛して、左馬頭義朝が頸を持参のよしを申す。此忠宗は、平大夫知頼が末葉、賀茂次郎行房が孫、平三郎宗房が子なり。義朝が重代の家人たるうへ、鎌田兵衛が舅なり。京中の上下、聞及ほどの者、「忠宗父子が頸を、のこぎりにて引きらばや」とぞにくみける。平大夫判官兼行・惣判官宣房・忠目範守・善府生朝忠以下、検非違使八人行向て、二の頸をうけ取、西洞院の大路を、三条より近衛まで渡して、左の獄門の櫓の木にぞかけてける。いかなる者がしたりけん、元は下野守たりし事を歌によりみ、札に書てぞ立たりける。

下野のきのかみこそなりにけれよしとも見えぬあげつかさかな

むかし、将門が頸、獄門にかけられたりけるを、藤六といふ歌謡が見て、

将門は米かみよりぞきられける俵藤太がはかりことにて

と、よみたりければ、此首、しいとぞわらひける。二月に討れたる頸を、四月に持て上りて懸けたりけるが、五月三日にわらひたりけるぞ恐ろしき。「義朝が首も笑やしけん」とぞ、申あへる。

去保元の合戦には、為義入道を、郎等波多野次郎にきらせ、纔に一兩年のうちぞかし。今度の合戦にうちまけては、譜代の郎等忠宗が手にかゝりて身をほろぼす。「逆罪の因果、今生にむくふにて心えぬ、来世無間の苦は疑なし」と、群集する貴賤上下、半ば謗、半ば哀みたり。

【参考7】松尾葦江氏「歴史語りの系譜―保元物語・平治物語を中心に―」

『文学』56―3、一九八八・三↑『軍記物語論究』若草書房、一九九六

死者を悼むにしては、少々手荒なやり方ではあるまいか。恐らくは将門や伍子胥への連想を通して、その執念の恐ろしさを言わんとするのであろうが、本来の落首の意味からすれば、当時巷間に伊通作と取沙汰されたことを『愚管抄』が記すように、辛口の批評と受け取るしかない。半井本保元物語は、為朝の鼻首に対して、「源ハタヘハテニキト思シニ千世ノ為共今日見ツル哉」と詠んだ者があつたと記す。この歌は流布本には残されず、いま一つ意味がはつきりしないが、或いは「末絶ゆまじき」源氏の捨石となった、という慰撫の意を含むのかも知れない。為朝の死は半井本によれば仁安元年、流布本によれば承安元年、『尊卑分脈』に従えば安元二年（安元三年の異文あり）となつて、いずれも平氏全盛期である。もし前記のように解釈すれば、頼朝政権以後の視点が投影されていることになる。が、現在、半井本の文脈の中で読めば、朝敵征討の祝言として受け取るしかないであろう。首になつてしまえば、こうして京童の笑いものとなるのが武士の宿命であつて、その時までも情緒的に寄り添つて語つて行けるのは、平家物語以降なのではないかと思われる。勝てば官軍、と言うが、武士たちは勝たなければ、文学の世界のスターにはなりおおせなかったのである。軍記物語は敗者の眼から書かれ、滅びの美学を歌う、と言われて来たけれども、それはごく一面、少なくとも平家物語以降の傾向であつて、古態本の歴史語りのもつ骨の硬さのようなものに、我々はもっと目を向けるべきではあるまいか。

(三)「首」をめぐる「恥」

【資料30】『奥州後三年記』二三 末四郎の最期

將軍のいくさ、悦の時をつくりて、のゝしる声、天をひびかす。これを見て、城中の兵、亀次が首をとられじと、うちより轡をならべてかけ出。將軍の兵、又亀次が首をとらむとて、同かけあひぬ。両方乱交て、大に闘。將軍の兵、数多して、城よりくだるところの兵、ことへうちとられぬ。

↓両軍の威信をかけて、「首」を取り合う光景。

【資料31】『平治物語』（学習院本） 中義朝六波羅に寄せらるる事付信頼落つる事并頼政平氏方につく事

悪源太、是をみて、「滝口は大事の手負ぬと覚ゆ。敵にうたすな。首をば味方へとれやと下知せよ」と申せば、鎌田、下人を呼て、「滝口が頸、敵にとらすな。汝ゆきて、痛手か薄手か見よ」と申付られて、かの下人、長刀持たりけるがはし

りよりしに、滝口、目を見あはせて、「いかに、をのれは。御方ごさんめれ」「さん候。鎌田殿の下人にて候が、鎌倉の御曹司の御誕に、『大事の手ならば人手にばしかけ奉るな、御頸を給』との仰によりて、是非を見参らせんが為に参候」と申せば、滝口、「痛手の段、子細なし。弓矢とる侍は、よき大将に召仕べかりけるぞや。尸をだにも、いたはり思し召て、人手にかくるなど、の給こそかたじけなけれ」とて涙をながし、「はやくきれ」とて、こぼれ落てぞきられける。

↓敵方に「首」を取られまいとする義平。義平の配慮に満足し、味方に首を取られることを容れる仲綱。

再参照【資料22】『保元物語』（半井本）**下 為義最後の事**

↓「年来ノ家人正清」に斬られることを殊勝なことを述べる為義。

【資料32】『平治物語』（学習院本）**中 義朝敗北の事**

「毛利殿、いた手おはせ給ひて候を、敵に頸とられじとて、介八郎殿かへしあはせられ候つるが、それも今は討れやし候ぬらん」と、つげたりければ、左馬守、聞もあへず取返しておめいてかく、（中略）毛利冠者の居たる所に行て、手に手を取りくみ、「いかに候、毛利殿。いかにく」と問はれければ、毛利六郎、目をひらき、義朝の顔をたゞ一見、涙をはらくとながしけるを最後にて、やがてはかなく成にけり。義朝、目をあてられず涙を押さへ、上総介八郎に首とらせ、人にはもたせず手自提て、馬にのりて落ち行けるが、人にしらせじと目・鼻・顔の皮をはぎけづりて、石を首に結そへて、谷川の淵に入てけり。

↓金刀比羅本は、義高の頸を味方に取らせたことのみ。

【資料33】『平治物語』（学習院本）**中 悪源太誅せらるる事**

同廿一日の午の刻に、難波三郎に仰て六条河原にて切れる時、悪源太申けるは、「清盛をはじめて、伊勢平氏程のものにも覚えぬ奴原こそなけれ。保元の合戦の時、源平両家の者共、あまた誅せられしに、夜陰にこそ切られしか。弓矢取身は、敵に恥をあたへじと、互に思ふこそ本意なれ。さすがに義平ほどの者を白昼にきる不当人やある。運のきはめなれば、今生にてこそ合戦にうちまけて情なき目にもあひけれ。恥辱をばかくとも、死ては大魔縁となるか、しからず雷と成つて、清盛をはじめ汝に至まで、一々に蹴殺さんずるぞ。（中略）去保元にも今度も、勇士のはかりことを捨てられて、京家の者共・筆とりが儀にしたがはんに、いかでかよかるべき。命のおしさに、長物語するにあらず。これらの道理、汝等が心にあり。とうくきれ」とて、頸をのべてぞ切られる。

↓「弓矢取身」として「恥」を与えない「斬首」のあり方を主張。後に「雷」となつて難波は蹴殺される。

【資料34】『平治物語』（学習院本）**中 金王丸尾張より馳せ上り、義朝の最後を語る事**

「此いた手にて、御供申べしとも覚え。とうくいとまたばせ給へ」と申されしかば、頭殿、「こらへつべくは供せよかし」と、世にあはれげに仰せられしかば、大夫進殿、泪をながさせ給て、「かなふべくは、いかでか御手にかゝらんと申べき」とて、御頸をのべさせ給たりしを、頭殿、やがて打ちまいらせて、きぬ引かけまいらせて、「大夫進が足をやみ候。不便にし給へ」とて、出させ給ひぬ。

↓後に発見された朝長の首は、捕縛された頼朝と共に上洛し、「中宮大夫進の首を持せて上りたり。首をば検非違使請取て、渡して掛られぬ」（学習院本・中 頼朝生け捕らるる事）とある。

三 『平家物語』の「首語り」

（一）「首語り」から『平家物語』への構想をさぐる

〈謀叛人の系譜〉

【資料35】『平家物語』（延慶本）**第二本 一 平家先祖之事**

遠く訪異朝者、秦ノ趙高、漢ノ王莽、梁ノ周異、唐ノ禄山、是等ハ皆旧主先皇ノ務ニモ不從ガハ、民間ノ愁、世ノ乱ヲ不レ知ラシカバ、不レ久ラシテ滅ニキ。近ク尋ニ我朝者、承平ノ将門、天慶ニ純友、康和ノ義親、平治ニ信頼、驕ル心モ猛キ事モ取々ニコソ有ケレドモ、遂ニ滅ニキ。

【参考8】冒頭の謀叛人（斬首と梟首）

斬首

梟首

「承平ノ将門」○（天慶三（940）年二月十四日・『将門記』ほか） ○（天慶三年四月二十五日・『日本紀略』『平治物語』ほか）
「天慶ニ純友」○（天慶四（941）年六月二十九日・『本朝世紀』） ○（天慶四年七月七日・『本朝世紀』）
「康和ノ義親」○（天仁元（1109）年正月十九日・『中右記』ほか） ○（正月二十九日・『中右記』ほか）
「平治ニ信賴」○（平治元（1159）年十二月二十七日・『愚管抄』他）×『玉葉』ほか

↓保元の為義は「謀反ノ大将」「朝敵」（資料22）『保元物語』でなかったのか。

【資料36】『平家物語』（延慶本） 第二中 卅五 右兵衛佐謀叛発ス事

夫、吾朝ノ朝敵ノ始ハ、日本磐余彦御宇五十九年^{己未}歲十月、紀伊国名草郡貴志庄鷹尾村ニ一ノ異禽アリ。世ノ土蜘蛛云者アリ。身短手足長シテ、カ^ラ人倫ニ超タリ。人民ヲ損ジ、皇化ニ随ハザリシカバ、官軍仰ヲ承テ、彼^ニ行向テ、葛ノ網ヲ結テ終ニ覆殺ス。自^レ其以来、挾^レ野心^ニ而背^レ朝家^ヲ者多。所謂、大山皇子、大山、大伴真鳥、守屋大臣、蘇我入鹿、山田石川、右大臣豊成、左大臣長守、大宰小式広嗣、惠美大臣押勝、井上皇后、水上河繼、早良太子、伊与親王、藤原仲成、橘逸勢、文屋宮田、武藏權守平将門、伊与丞藤原純友、安倍賴良、同子息鳥海三郎貞任、同舍弟致任、対馬守義親、悪左府、悪右衛門督ニ至ルマデ、都合三十余人也。サレドモ一人トシテ素懷ヲ遂タル者ナシ。皆曾^レ獄門ニ被^レ懸、骸ヲ山野ニサラス。東夷、南蛮、西戎、北狄、新羅、高麗、百濟、鷄旦ニ至マデ我朝ヲ背ク者ナシ。

↓保元の為義はここでも除外。

〈乱世と源平両氏〉

【資料37】『平家物語』（延慶本） 第二本 八 主上々皇御中不快之事 付二代ノ后ニ立給事

鳥羽院御晏駕ノ後ハ兵革打ツゞキ、死罪、流刑、解官、停止常ニ被^レ行テ、海内モ不^レ静ラ、世間モ落居セズ。就^レ中、永曆、応保ノ比ヨリ、内ノ近習ヲバ院ヨリ御誠アリ。院ノ近習ヲバ内ヨリ御誠アリ。カ、カリシカバ、高モ賤モ恐^レ怖キテ安キ心ナシ。深淵ニ臨^テ薄氷ヲ踏ガ如シ。

【資料38】『平家物語』（寛一本） 卷第一 二代后

昔より今に至るまで、源平両氏朝家に召つかはれて、王化にしたがはず、をのづから朝権をかるむずる者には、互にいましめをくはへしかば、代のみだれもなかりしに、保元に為義きられ、平治に義朝誅せられて後は、すゑぐ源氏ども或は流され、或はうしなはれ、今は平家の一類のみ繁昌して、頭をさし出す者なし。いかならむ末の代までも何事かあらむとぞみえし。されども、鳥羽院御晏駕の後は、兵革うちつゞき、死罪・流刑・闕官・停任つねにおこなはれて、海内もしづかならず、世間もいまだ落居せず。就中に永曆応保の比よりして、院の近習者をば内より御いましめあり、内の近習者をば院よりいましめらるゝ間、上下おそれをのゝいてやすい心もなし。たゞ深淵にのぞむで薄氷をふむに同じ。

↓平家繁盛を述べるため、源氏の衰退に触れるが、山下宏明氏が注目した通り「鳥羽院御晏駕の後」と繋がりにくい。

〈「首」をめぐる因果観〉

【資料39】『保元物語』（半井本） 下 新院血ヲ以テ御終ノ奥ニ誓状ノ事 付崩御ノ事

其後ハ御グシモ刺ズ、御爪モ切セ給ハデ、生ナガラ天狗ノ御姿ニ成セ給テ、中二年有テ、平治元年十二月九日夜、丑剋ニ、右衛門督信賴ガ左馬頭義朝ヲ嘩テ、院ノ御所三条殿ヘ夜討ニ入テ、火ヲ懸テ、少納言入道信西ヲ亡シ、院ヲモ内ヲモ取進テ、大内ニ立テ籠テ、叙位除目行フ。少納言入道ハ山ノ奥ニ埋レタルヲ、堀リ興サレテ、首ヲ被^レ切、大路ヲ渡サレ、獄門ノ木ニ被^レ懸シ事、保元ノ乱ニ多ノ人ノ頸ヲ切セ、宇治ノ左府ノ死骸ヲ堀興シタリケル其報トゾ覚ヘタル。信賴卿軍ニ負テ、六条川原ニテ被^レ切ヌ。義朝方ノ負シテ、都ヲ落テ、尾張国野間ト云所ニテ、長田四郎忠致ガ為ニ被^レ討ニケリ。一年セ保元ノ乱ニ乙若ガ云シ詞ニ少モ違ヌ。

↓「報」をめぐる「負」の戦後処理は、『保元物語』（半井本）においては崇徳院説話にも響いていた。

【資料40】『平家物語』（延慶本） 第二末 卅八 宇治ノ悪左府贈官等ノ事

御不審ノ残所ハ猿事ナレドモ、墳墓ヲ堀ウガチ、死骸ヲ被_レ「実檢」之事ハ、少納言入道信西ガ計ニ諸事随ハセ給ト云ナガラ、情ナクコソ聞ヘシカ。此ノ報ヒニヤ、信西、平治ノ最後ノ有様少シモタガハザリキ。怖シカリシ事共也。

↓「報」をめぐる「負」の戦後処理は、『平家物語』（延慶本）において頼長説話に響く。

（二）延慶本『平家物語』の問題——重盛関係話に導入された「首語り」への関心

〈成親「斬首」を阻止する重盛の論理〉

【資料41】『平家物語』（延慶本）**第一末 十三 重盛大納言ノ死罪ヲ申有給事**

大臣殿、入道ノ前ニオワシタリケレバ、入道宣ケルハ、「大納言ノ謀叛ノ事ハ被_レ聞タルカ。」「サ候。皆承リテ候。」「サテ何様ナル罪ニ可_レ被_レ行ニテ候ヤラム。」「事モ愚カヤ、只今切ラムズル物ヲ」ト宣ケレバ、大臣宣ケルハ、「サテハ不便事コソ候ナレ。大納言ヲ失ハン事ハ能々御計候ベシ。六条修理大夫顯季卿、白川院ニ被_レ召仕」奉リシヨリ以来、家久ナリテ、既ニ位正_二位、官大納言マデ昇テ、当時モ君ノ御イトヲシミノ者ナルヲ、忽ニ首ヲ刎_レラレン事イカガ有ベ_レカルラム。猿事争カ候ベキ。都ノ外ヘ被_レ出タラムニ事足候ナン。カクハ閑食セドモ、若僻事ニテモ候ハバ、弥不便ノ事ニ候ハズヤ。（中略・讒言による断罪の先例）イカサマニモ今夜首ヲ切ム事ハ不_レ可_レ然」ト宣ケレバ、入道猶心ユカズ、返事モシ給ハザリケレバ、内大臣重テ被_レ申ケルハ、「申旨御承引ナクハ、先一人ニ仰付テ、先重盛ガ頸ヲ可_レ被_レ召候。其後、御心ニ任テ振舞オワシマシ候ヘ。重盛、彼大納言ノ妹ニ相具テ候。惟盛又大納言ノ聲也。カヤウニ親ク罷成テ候ヘバトテ、申トヤ思召サレ候ラン。イカニモ其儀ニテハ候ハズ。為_レ世、為_レ民、為_レ君、為_レ家ヲ存ジテ申候也。一年保元ノ逆乱之時、故少納言入道信西、適マ執權ノ時ニ相当リ、本朝ニ絶テ久ナリニシ死罪ヲ申行テ、左府ノ死骸ヲ実檢セラレシ事ナムドハ、余ナル御政トコソ覚候シカ。古人ノ被_レ申候シハ、『死罪ヲ被_レ行バ、謀叛ノ輩絶ベカラス』ト。此詞、ハタシテ中ニ二年有テ、平治ニ事出テ、信西ガ埋レタリシヲ堀ヲコシテ、首ヲ切テ渡ギ。保元ニ行シ事、忽ニ報テ、身ノ上ニムカワリニケリト思合ラレテ、怖シクコソ候シカ。是ハサセル朝敵ニモアラズ。方々怖有ベシ。御身ノ御栄花、残所ナケレバ、今ハ思召残ス御事ナケレドモ、子々孫々マデモ繁昌コソアラマホシケレ。『積善ノ家ニハ余慶アリ。積惡ノ門ニハ余殃留ル』トコソ承レ。周ノ文王ハ、大公望ニ命ゼラレテ、四如己ヲ恐レ、唐ノ太宗ハ、張温古ヲ切テ後、五復ノ奏ヲ用ラル。

↓自らの「頸」と引き換えに成親助命を乞ふ。延慶本（長門本）で独自に引かれる「太宗」の故事。

【資料42】『平家物語』（延慶本）**第一末 十八 重盛父教訓之事**

（前略）遠ク例ヲバ求ルニ及バズ、正ク御覽ジ、見候シ事ゾカシ。保元逆乱之時、関白殿ハ内裏ニ候ハセマシク、弟ノ左大臣殿ハ新院ノ御方ニ候給ニ、陸奥判官為義ハ新院ノ御方ヘ参リ、子息下野守義朝ハ内裏ニ候テ合戦ス。兵イクサ事終ヘテ後、大炊殿ハ戦場ノ煙ノ底ニナリニシカバ、左府ハ流矢ニ中テ命ヲ失ヒ、新院ハ讃州ヘ配流セラレサセ給ヌ。其後、大將軍為義ハ出家人道シテ、義朝ヲ憑ミ顕レ、手ヲ合テ来リシカバ、勲功ノ賞ヲ進セ上テ、父ガ命ヲ平ニ申シ、カドモ、正ク君ヲ射奉ル罪、依_レ難_二遁、死罪ニ定リシヲ、『人手ニカケジ』トテ義朝ガ朱雀ノ大路ニ引出シテ、頸ヲ切候シヲコソ、同勅命ノ難_二背サト申ナガラ、惡逆無道之至、口惜キ事哉トコソ、昨日マデモ見聞候シニ、今日ハ重盛ガ身ノ上ニナリヌトコソ覚候ヘ。君打勝セ給候ハバ、彼保元ノ例ニ任テ、重盛五逆罪ノ一分犯シ候ヌト覚候コソ、兼テ心憂ク覚候ヘ。悲哉、君ノ御為ニ忠ヲ致トスバ、迷廬八万ノ頂猶下レル父ノ御恩ヲ忽ニ忘レナントス。痛哉、不孝ノ罪ヲ通レントスレバ、蒼海万里之底猶浅キ君ノ御為ニ不忠ノ逆臣トナリヌベシ。是ト申、彼ト云、思ニ無益ノ事ニテ候。只末代ニ生ヲ受テ、カハル憂目ヲ見ル、重盛ガ果報ノ程コソ口惜候ヘ。サレバ、所申請、猶御承引ナクシテ、御院参可_レ有ニテ候ハバ、先重盛ガ首ヲ被_レ召候ベシ。所詮、院中ヲモ守護スベカラズ。又、御共ヲモ仕ベカラズ。所申請、只首ヲ可_レ被_レ召アリ。今思召シ合セサセ御ハシマシ候ヘ。御運ハ一定末ニナリテ候ト覚候。人ノ運ノ末ニ臨ム時、加様ノ謀ハ思立事ニテ候ナルゾ。（中略）内大臣ハ中門ノ廊ニ立出テ、サモ可_レ然侍共ニアヒテ宣ケルハ「重盛ガ申ツル事ハ各キカズヤ。サレバ院参ノ御共ニ於テハ、重盛ガ頸ノ切レンヲ見テ後、仕ベシ覚ルハイカニ。今朝ヨリ是ニ候テ、叶ハザランマデモ諫申バヤト存ツレドモ、是等ガ躰、余リニヒタアハテニ見ヘツル時ニ、帰リタリツル也。今ハ不_レ可_レ有_レ所懼。首ヲ可_レ被_レ召ト申ツレバ、

其旨ヲコソ存ゼメ。但シ未ダサモ仰ラレヌハ、イカナルベキヤラン。サラバ人參レ」トテ小松殿ヘソ被レ帰ケル

【参考9】日下力氏『平家物語』と『保元物語』『平治物語』―成親事件話群の考察―

『国文学研究』七八号、一九八二・一〇↑『平治物語の成立と展開』汲古書院、一九九七

「要するに保元の乱の転末を長々と語ることが、この場における重盛の言葉としてそぐわないのであり、 unnecessary 感を与える。これは、案外、『保元物語』体のものが筆者の座右にあったからかも知れないと、今、私は考える。その理由の第一は、為義が朱雀大路で処刑されたとある傍線部④の点である。為義の処刑地については、『兵範記』が舟岡山、『愚管抄』が四塚、『保元物語』が七条朱雀と三者三様に伝えているが、『平家』の記述は『保元』と一致しているのである。第二は、⑤の⑥以下、⑦心境吐露に至る表現が、父処刑の勅命を受けた時の義朝のそれに、発想の母胎を求められるのではないかと考えられる点である。義朝の場合は、「コハ如何センスル……」旨言を重シテ父ノ首ヲハネナハ、五逆罪ノ其ノ一ヲ犯スヘシ。罪ヲ恐レテ論言ヲ輕クセハ、違勅ノ者ニ我成ナムス」（⑧ p.288。他本同類）とあるが、五逆罪の一を犯すことになるという表現や、二者のいずれを選択しても罪は逃れ難いとする心境の表現など、重盛の場合と共通するものであろう、第三に、為義の出頭を⑨「出家入道シテ……手ヲ合フ来リシカハ」と記す点が、『保元』の「六十二余ル者 出家入道シテ、手ヲ合テ参タランヲ」（⑩ p.351。諸本で位置に相違）と似通う。『平家』の諸本では、長門本がほぼ延慶本に等しく、盛衰記は内容を簡素化して継承、闘諍録・鎌倉本は、「朱雀大路」で父を殺した義朝の行為が、今や我が身の上のこととなったという簡略な重盛の言葉をも有し、中院本もそれと等しい文脈ながら、処刑地は記さない。以上の他は、全てこの条がなく、ここでも延慶本が『保元物語』と最も近接した趣を持つるわけである。なお、『保元』諸本の側には、『平家』諸本間のような大異はない。

【参考10】武久堅氏「説話する末世の予言者―重盛伝承と平家物語の構想」

『説話論集第二集』清文堂、一九九二↑『平家物語の全体像』和泉書院、一九九六

（前略）兼実の耳にも届いたような、いくらかの重盛の振舞いに関する情報を核に、これに大掛かりに増補、改作の手を加えた物語作者の重盛像造型の方法的成果と言わなければならない。成親の「無実」と、平家の浴してきた「朝恩」強調の、二つの論拠のために、大量の故実と成語の投入をも辞さなかった重盛は、正にそのことによって時代の知者の類型たりえたわけであり、重盛をして意図的にかかる姿の説話行為者として造型したこの物語の作者にとつて、それはそのまま時代の認識家を自認する自画像でもありえたことであつたろう。

【資料43】『平家物語』（延慶本） 第二本 廿二小松殿熊野詣ノ由来事

抑此大臣ノ熊野参詣ノ由来ヲ尋レバ、夢故トゾ聞ヘシ。去三月三日夜ノ夢ニ、大臣三島ト思ハシキ靈験所ヘ詣給ヘバ、詣ハ右、下向スレバ左手ニ法師ノ頸ヲ切テ、鉄ノクサリヲ以テ四方ヘツナギタリ。大臣、夢心ニ「不思議ノ事哉。加様ノ精進ノ処ニ、カゝル殺生ナムドハ有マジ。キカナムト思タレバ」ト思食テ、杜ノ方ヘ詣給ヘバ、衣冠正シキ人々多並居給ヘルニ詣テ、「抑此ハ何ナル人ノ頸候ソ」ト問奉給ケレバ、「此ハ源頼朝ガ此御前ニテ千日ガ間敷申シ事ガ余ニ不便ナレバ、汝父大政入道浄海ガ頸ヲ切テツナギタゾ」ト被レ仰セト思食バ、打驚テ夢サメヌ。

↓延慶本の重盛関係話が「首語り」の関心をもって構成されている可能性。

四. まとめと展望

◎軍記物語に描かれる歴史的事象の一つのピリオド―登場人物の「死」のかたち―として、「首語り」は位置づけられるが、従来直視されなかったそれらの表現を分析する有効性について論じた。

・『保元物語』『平治物語』における「首語り」の実態とその傾向。（戦場における「名のり」の問題。「律」遵守の公家と刑執行者としての武家。）

・『平家物語』に展開する「首語り」認識。（保元・平治の乱に関する歴史認識。「謀反」の系譜と源氏の「家」）
○いくつかの課題

- ・「家」の「名」をめぐる伝承としての「首語り」。
- ・一作品諸本間における戦場の「表現史」の可能性。
- ・「朝敵」「謀叛」という枠組みと「首を取る／取られる」という事象との相克。

- ・「鎮魂」される「死」の現場とそれを語り継いでいく表現を考えること。
- ・首を斬る「行為」が語られることから、「物」としての刀剣伝承が生じること。(例「剣巻」)

【使用テキスト】 以下を使用し、私に適宜校訂した部分がある。

- 『方丈記』大福光寺本…大曾根章介・久保田淳編『鴨長明全集』(貴重本刊行会、二〇〇〇)
- 『陸奥話記』梶原正昭『古典文庫 70 陸奥話記』(現代思潮社、一九八二)
- 『奥州後三年記』野中哲照『奥州後三年記』の本文研究(本文篇)『古典遺産』三二号、一九九一・二)
- 『保元物語』半井本…栃木孝惟校注『岩波新日本古典文学大系 43 保元物語 平治物語 承久記』(一九九二)
- 金刀比羅本…永積安明ほか校注『岩波日本古典文学大系 31 保元物語 平治物語』(一九六一)
- 文保本・京図本・古活字本…武久堅監修『保元物語六本対観表』(和泉書院、二〇〇四)
- 『平治物語』学習院本…日下力校注『岩波新日本古典文学大系 43 保元物語 平治物語 承久記』(一九九二)
- 金刀比羅本…永積安明ほか校注『岩波日本古典文学大系 31 保元物語 平治物語』(一九六一)
- 『平家物語』覚一本…高木市之助ほか校注『岩波日本古典文学大系 32 平家物語上』(岩波書店、一九五九)
- 延慶本…『延慶本平家物語 第一巻〜第六巻』(汲古書院、)
- 北原保雄・小川栄一『延慶本平家物語本文編上・下』(勉誠出版、一九九〇)
- 栃木孝惟・松尾葦江他『校訂延慶本平家物語 (一)〜(十)』(汲古書院、二〇〇〇)